

昭和五十五年総理府令第三十一号

宮内庁組織規則

宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十条の規定に基づき、宮内庁の附属機関及び京都事務所の位置及び内部組織に関する総理府令を次のようく定める。

目次

第一章 内部部局(第一条、第二条)	第二章 施設等機関(第一節 正倉院事務所(第三条—第七条) 第二節 御料牧場(第八条—第十三条))	第三章 京都事務所(第十四条—第二十条) 附則
(調査企画室)		
第一条 長官官房秘書課に、調査企画室を置く。	調査企画室においては、長官官房秘書課の所掌事務のうち、宮内庁組織令(昭和二十七年政令第三百七十七号。以下「令」という。)第十一条第五号、第六号及び第十二条に掲げる事務、同条第十三号に掲げる事務のうち重要な事務の総合調整に関する事務並びに同条第十四号に掲げる事務のうち重要事項の企画及び立案に関する事務をつかさどる。	調査企画室においては、長官官房総務課に、室長は、命を受けて、調査企画室の事務を掌理する。
(広報室及び報道室)		
第二条 長官官房総務課に、広報室及び報道室を置く。	広報室においては、長官官房総務課の所掌事務のうち、令第十二条第五号に掲げる事務(報道室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。	広報室においては、長官官房総務課の所掌事務のうち、令第十二条第五号に掲げる事務(報道室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。
3 広報室に、室長を置く。	4 広報室に、室長を置く。	4 広報室に、室長を置く。
3 広報室に、室長を置く。	4 広報室に、室長を置く。	4 広報室に、室長を置く。
5 報道室においては、長官官房総務課の所掌事務のうち、令第十二条第五号に掲げる事務のうち報道関係者に対する広報に関する事務をつかさどる。	5 報道室においては、長官官房総務課の所掌事務のうち、令第十二条第五号に掲げる事務のうち報道室に、室長を置く。	5 報道室においては、長官官房総務課の所掌事務のうち、令第十二条第五号に掲げる事務のうち報道室に、室長を置く。
6 報道室に、室長を置く。	6 報道室に、室長を置く。	6 報道室に、室長を置く。
7 室長は、命を受けて、報道室の事務を掌理する。		
第三条 正倉院事務所は、奈良市に置く。	第一節 施設等機関(位置)	第一節 施設等機関(正倉院事務所)

(所長)

第四条 正倉院事務所に、所長を置く。
2 所長は、所務を掌理する。

第五条 正倉院事務所に、次の二課を置く。

保存課

庶務課

(農産課)

保存課

庶務課

(位置)

保存課

庶務課

(所長及び次長)

保存課

庶務課

(位置)

保存課

庶務課

(所長)

保存課

(林園課)

第十二条 畜産課においては、次の事務をつかさどる。

一 家畜及び家きんの飼養管理に関すること。

二 畜産物の生産に関すること。

(畜産課)

第十三条 農産課においては、牧草、飼料作物及び野菜の生産に関すること。

(農産課)

第十四条 京都事務所は、京都市に置く。

(位置)

所長及び次長

所長

<p

この府令は、平成三十一年五月一日から施行する。
附則（令和五年三月三〇日内閣府令第
二九号）
この府令は、令和五年四月一日から施行する。